

空気環境測定

○ 建築物衛生法に基づいた空気環境測定

測定対象は、延べ床面積が3000㎡以上の大型ビル(特定建築物)です。浮遊粉じん量・一酸化炭素・二酸化炭素・気温・相対湿度・気流・ホルムアルデヒド・照度を測定します。2ヶ月以内ごとに1回、定期的に測定しなければなりません。

※ホルムアルデヒドについては建築物の建築・大規模な修繕・模様替えを行った場合に測定をします。

特定建築物とは

興業場、百貨店、店舗、事務所等の特定用途に使用される建築物。

※廊下、階段、洗面所などの共用部分、百貨店の倉庫や事務所附属なども延べ床面積に含まれます。

測定内容

測定項目	測定頻度
浮遊粉じん	2ヵ月以内ごとに1回、各項目の測定をします。 ※1日に午前・午後の2回測定を実施し、粉じん、一酸化炭素および二酸化炭素については平均値による評価になります
一酸化炭素	
二酸化炭素	
温度	
相対湿度	
気流	
ホルムアルデヒド	特定建築物を建築、大規模な修繕・模様替えを行ったときその建築物を使用し始めてから直近の6月1日から9月31日までの間に測定をします。